

平成30年11月22日宣告 裁判所書記官 伊藤幸生



平成30年(わ)第740号

判 決

本 籍

住 居

Y1

昭和29年 月 日生

本 籍

住 居

Y2

昭和55年 月 日生

上記両名に対する各覚せい剤取締法違反被告事件について、当裁判所は、検察官清水紀和、岡崎真弓出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人両名をそれぞれ懲役3年6月及び罰金30万円に処する。

被告人両名に対し、未決勾留日数中各110日を、それぞれその懲役刑に算入する。

被告人両名においてその罰金を完納することができないときは、それぞれ金5000円を1日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人両名から、千葉地方検察庁で保管中の覚せい剤14袋（平成30年千葉検領第1990号符号1～3，5～14，17）を没収する。

理 由

(罪となるべき事実)

第1 被告人 Y1 は、法定の除外事由がないのに、平成30年4月上旬頃か

ら同月17日までの間に、千葉県内又はその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用した。

第2 被告人 Y2 は、法定の除外事由がないのに、平成30年4月上旬頃から同月17日までの間に、千葉県内又はその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用した。

第3 被告人両名は、共謀の上、平成30年4月17日、千葉縣市原市

被告人両名方において、

1 営利の目的で、みだりに、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン及びその塩類を含有する白色結晶状粉末9.234g（平成30年千葉検領第1990号符号1～3、5～14はいずれもその鑑定残量）を所持し、

2 みだりに、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有する白色結晶状粉末0.587g（平成30年千葉検領第1990号符号17はその鑑定残量）を所持した。

（証拠の標目）

括弧内の甲の番号は証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

判示全事実について

・ 証人 F の公判供述

判示第1の事実及び第3の全事実について

・ 被告人 Y1 の公判供述

判示第1の事実について

・ 捜査報告書（甲6）

・ 任意提出書（甲1）及び領置調書（甲2）

・ 鑑定嘱託書謄本（甲3）及び鑑定書（甲4）

判示第2の事実及び第3の全事実について

- ・ 被告人 Y2 の公判供述

判示第2の事実について

- ・ 捜索差押調書（甲7）
- ・ 鑑定嘱託書謄本（甲8）及び鑑定書（甲9）

判示第3の全事実について

- ・ 現行犯人逮捕手続書2通（甲14, 15）
- ・ 捜査報告書（甲17）
- ・ 捜索差押調書（甲16）
- ・ 鑑定嘱託書謄本（甲18）及び鑑定書（甲19）

判示第3の1の事実について

- ・ 証人 A 及び同 B の各公判供述
- ・ 捜査報告書4通（甲43, 69～71）及び同抄本（甲74）
- ・ 指掌紋等検出採取報告書（甲34）
- ・ 覚せい剤13袋（平成30年千葉検領第1990号符号1～3, 5～14）
（甲20～32）

判示第3の2の事実について

- ・ 覚せい剤1袋（平成30年千葉検領第1990号符号17）（甲33）

（事実認定の補足説明）

第1 被告人Y2の覚せい剤の所持（判示第3の全事実）の故意及び共謀

1 争点

被告人Y1の弁護人は、同被告人が覚せい剤を所持していたことは間違いないが、内妻である被告人Y2との共謀はなく、単独での所持である、と主張し、被告人Y2の弁護人も、同被告人は被告人Y1が行っていた覚せい剤の密売には関与しておらず、自宅に覚せい剤があることも知らなかったから、覚せい剤所持の故意及び共謀がない、と主張する。したがって、争点は、被告人Y2の覚せい剤所持の故意及び共謀の有無である。

2 覚せい剤所持の故意及び共謀を根拠付ける事実

(1) 覚せい剤の保管状況及び被告人 Y2 の指紋の付着

ア 判示第 3 の覚せい剤は、いずれも内縁関係にあった被告人両名方の居間の床に置かれた紙袋内から発見されている。具体的には、その紙袋の中に、判示第 3 の 1 の覚せい剤が入った茶色小銭入れ、同第 3 の 2 の覚せい剤が入った黒色小銭入れ、新品の注射器 22 本、新品のチャック付きビニール袋 97 枚、計量器、被告人 Y2 が覚せい剤の密売状況を記録したノート（甲 71 添付）及び出納帳（甲 70 添付）等が入れてられており、茶色小銭入れに入っていた覚せい剤は、チャック付きビニール袋 3 袋に分けられており、そのうちの 2 袋の中には更にそれぞれ 2 袋、10 袋（うち 9 袋については丸められてシールで留められている。）に小分けされた状態となっていた。

そして、茶色小銭入れに入った覚せい剤入りのチャック付きビニール袋のうちの 1 袋及び出納帳からは、被告人 Y2 の指紋が検出された。

イ 上記のような保管状況に加え、密売のための道具一式が入っていた紙袋の中の茶色小銭入れにあった覚せい剤入りチャック付きビニール袋や出納帳に被告人 Y2 の指紋が付着していたことからすると、同被告人が被告人 Y1 と共に覚せい剤の密売に関与していたと認められる。

(2) 被告人 Y2 が覚せい剤の密売に関与していたこと

ア A の証言要旨及びその信用性

ア 覚せい剤密売の客である A は、要旨次のとおり証言する。

すなわち、「平成 29 年 11 月頃、知り合いの車屋の店長から覚せい剤の密売人の電話番号として被告人 Y2 の番号を教えてもらった。その番号に電話をかけ、電話に出た女性に、『物ありますか』などと尋ねたところ、『ある』ということだったので、覚せい剤の値段等の説明を受けた後、覚せい剤を注文した。被告人 Y2 に対し、10 から 20 回程度電話をかけたことがあるが、一度被告人 Y1 が出たことがある以外は、いずれも被告人 Y2 が出た。被告人 Y2 に覚せい剤を注文する際には『覚

せい剤』という言葉は使わず、『今日ありますか』などと聞き、量についても1 gであれば『ワンジー』、0.5 gであれば『ゼロゴー』などと言って注文していた。注文に対して、被告人Y2からその意味を聞き返されたことはなく、阿吽の呼吸で理解していた。被告人Y2から『いいものが入ったからどうか』などと電話がかかってくることもあった。一度だけ被告人Y2から覚せい剤を受け取ったことがあり、そのとき覚せい剤は袋の中にパンと一緒に入っていた。覚せい剤の取引以外のことで被告人Y2と話したことはない」などという。

(イ) Aの上記証言は、Aの携帯電話機に「Y2 1 1」の名称で被告人Y2の使用する携帯電話の番号が登録され(甲75)、被告人Y2の使用する携帯電話機にもAの番号が「店長友」(「店長の友達」の意)の名称で登録されていること(甲74)、実際に被告人Y2の携帯電話機とAの携帯電話機との間に多数の通話履歴が残されていること(甲76)と符合する上、覚せい剤を被告人Y2から購入していた旨述べる B の証言とも合致している。その内容をみても、被告人Y2から覚せい剤を注文するに至った経緯や注文の際のやり取りについて、「覚せい剤」等の直接的な表現は避け、「ワンジー」「ゼロゴー」などと言って注文していたことや注射器を2本手に入れるために1 gの覚せい剤を0.5 gずつ2袋に分けてもらうよう依頼したことなどのエピソードを交えながら具体的に証言するものであって、不自然、不合理な点はない。また、Aは、覚せい剤を注文した相手は1回を除いていつも女性であり、被告人Y2だった旨明確に述べており、被告人両名を混同している可能性はない。

弁護人らは、Aは、被告人Y2に借金を断られたことや被告人Y2と親しい関係にある被告人Y1に対する捜査の結果、自身の逮捕につながったことなどから、被告人Y2に恨みがあり、同被告人を罪に陥れるために虚偽の供述をする動機がある、と主張する。しかし、Aは被告人Y2との間で覚せい剤の密売以外の取引があったことを明確に否定している。Aと被告人Y2との間で金銭の貸借りに関するやり取りがあったとは認められない(被告人Y2自身、被告人質問で、一旦は「自

らが電話の相手と被告人 Y1 がする貸金業のやり取りをすることはない。貸金業の客だと分かればすぐに同被告人と電話をかわる。同被告人がいない場合にも『後で折り返し電話下さい』と言って客からの依頼等は聞かない」と述べながら、矛盾を指摘されると、「A からの借金の申入れに対し、被告人 Y1 がいないので分からないが、無理だと思う、と答えた」などと供述を変遷させている。）。また、被告人 Y1 に対する捜査が自身の逮捕につながったとしても、A は当時被告人 Y1 が誰であるかすら知らず、同被告人と被告人 Y2 との関係も知らなかったのであるから、被告人 Y1 に対する意趣返しとして被告人 Y2 を陥れる理由は認められない。

(ウ) したがって、A の上記証言は信用できる。

イ B の証言要旨及びその信用性

(ア) 覚せい剤密売の客である B は、要旨次のとおり証言する。

すなわち、「覚せい剤を購入していた『パパ』なる人物から紹介されて、平成 29 年 5 月頃から、『おねえさん』と被告人 Y2 から覚せい剤を購入するようになった。被告人 Y2 からは『 B 』と呼ばれていた。覚せい剤を注文する際は、被告人 Y2 に電話をかけ、『5000 円分で大丈夫ですか』などと日本語で値段のみを伝えた。覚せい剤等の単語は使わないが、被告人 Y2 からその意味等を聞き返されたことはない。被告人 Y2 から覚せい剤を受け取ることもあり、その際、覚せい剤は、ビニール袋に入れて丸められた状態でシールで留められ、それを封筒等に入れずそのまま渡されたこともあれば、箸袋のような小さな袋に入れて渡されたこともあった。最後に被告人 Y2 から覚せい剤を購入したのは平成 30 年 4 月 14 日で、同被告人に電話で注文し、被告人 Y1 から受け取った。同月 16 日、『 C 』と呼ばれている友人 C が被告人 Y2 から 5000 円分の覚せい剤を購入するのに同行し、その際、同被告人から『パパのものだよ』『よくないときには交換する』などと言われた。実際に覚せい剤の質が悪かったので、被告人両名方に行って、被告人 Y2 に覚せい剤を交換してもらった」などという。

(イ) B の上記証言は、B の携帯電話機に「Onesan」の名称で被告人 Y2 の使

用する携帯電話の番号が登録され、被告人 Y2 の使用する携帯電話機にも B の番号が「 B 」の名称で登録されていること（甲 7 2）、被告人 Y2 に覚せい剤を電話で注文した点については、これと符合する通話履歴が存在すること（甲 7 2）、丸めてシールで留められた状態で小分けされたチャック付きビニール袋入り覚せい剤が被告人両名方から複数押収されていること（甲 1 7）、被告人両名方から押収された出納帳の 4 月 1 6 日の欄に「 C 5 0 0 0」との記載があること（甲 7 0）、被告人 Y2 の使用する携帯電話に登録名「保育園」なる人物から「 D さんの言う通り確かに悪いかも！ E が取り替えてって言って来てるから」「交換するのも用意してあります」とのメールが送信されていること（いずれも平成 3 0 年 3 月 2 0 日のものであるが、被告人 Y2 が他の客にも密売した覚せい剤の交換を考えていたことを窺わせるメールである。）（甲 7 4）など、客観的な証拠に裏付けられている。被告人 Y1 ではなく被告人 Y2 が覚せい剤の注文を受けていたという点も、A の上記証言と合致している。その内容をみても、覚せい剤を購入するに至った経緯、覚せい剤を注文した際の状況、友人と共に覚せい剤を受け取りに行ったり、覚せい剤を交換してもらったりした際の状況等について、被告人 Y2 とのやり取りの内容を交えた具体的なものであって、不自然、不合理な点はない。

弁護人らは、被告人両名に対する捜査が自身の逮捕につながったと B が考えていることなどから、B には被告人 Y2 を罪に陥れるために虚偽の供述をする動機がある、と主張する。しかし、B は、自身の逮捕に関し、被告人らに対して恨みを抱いていないと述べている上、「被告人 Y2 が友人の C に覚せい剤を渡した場面は見していない」などとも供述しており、殊更に被告人 Y2 に不利な事実を述べているわけでもない。また、B は被告人両名との間で金銭その他のトラブルも特段なかったというのであるから、B に被告人 Y2 を陥れるために虚偽の供述をする動機があるとは認められない。

(ウ) したがって、B の上記証言は信用できる。

ウ F の証言要旨及びその信用性

(ア) 被告人兩名と本件前に同居していた F は、要旨次のとおり証言する。

すなわち、「所属する暴力団の上位者である『パパ』なる人物の指示のもと、平成 29 年 1 月頃に覚せい剤の密売を始めた。その際、小分けにした覚せい剤を被告人 Y1 に依頼して配達してもらうことがあり、覚せい剤をパケに入れて割り箸の袋や封筒に入れた状態で同被告人に手渡していた。被告人 Y2 が被告人 Y1 と一緒に配達に行くこともあった。平成 29 年五、六月頃、自身が売り物の覚せい剤に手を出したことでパパから密売人を辞めさせられ、密売の仕事を被告人 Y1 に引き継いだ。その後、被告人兩名方を訪ねた際に、被告人 Y1 が覚せい剤の小分け作業をしているときに、被告人 Y2 がパケを割り箸の袋に詰めるのを手伝っているところを見た」などという。

(イ) F の上記証言のうち、被告人 Y2 が配達や小分けを手伝っていたという点については、客の A 及び B の各証言のほか、実際に覚せい剤入りのチャック付きビニール袋等に被告人 Y2 の指紋が付着していたことなども整合している。

弁護人らは、F は、被告人 Y2 との間で金銭トラブルや同居中に覚せい剤の密売がばれて家を追い出されそうになったということがあったため、同被告人に対する嫌がらせ目的で、あるいは、自身も覚せい剤営利目的所持の共犯として刑事責任を問われる可能性があり、それを免れるため、虚偽を述べる動機がある、などと主張する。しかし、F は、直接被告人 Y2 に配達を頼んだことはない、携帯電話機等を渡して密売の仕事を引き継いだ相手は被告人 Y1 である、などと供述しており、殊更に被告人 Y2 に不利な供述をしようという態度は見受けられない。また、F は、自身が覚せい剤の密売をしていたことを隠さずに供述しているのであって、新たに覚せい剤営利目的所持の共犯とされることを免れる意図は認められない。

(ウ) したがって、F の上記証言は信用できる。

エ これらの信用できる各証言によれば、被告人 Y2 は、被告人兩名方で同居していた F から被告人 Y1 が依頼された覚せい剤の配達に同行することがあり、同被告人が F から覚せい剤の密売を引き継いだ後は、客から覚せい剤の注文の電話

を受けて配達したり（その際にはチャック付きビニール袋に入れられた状態の覚せい剤を直接客に手渡すこともあった。）、自宅で覚せい剤の小分け作業を手伝ったりなどして、被告人 Y1 と共に覚せい剤の密売に関与していたものと認められる。そして、判示第 3 の 1 の覚せい剤は、小分けされた上、密売道具と一緒に紙袋に入れられており、密売の商品として保管されていたものと認められる。

(3) 小括

これらの事情からすると、被告人 Y2 は、紙袋の中に入った本件覚せい剤の存在を認識しており、その所持については被告人 Y1 との間で共謀があったものと強く推認される。

3 被告人両名の供述とその信用性

(1) 被告人 Y2 は、要旨「自分は被告人 Y1 の貸金業を手伝っているという認識であった。自身が封筒を相手に手渡しすることもあったが、ホッチキス留めされるなどして中が見えないようになっており、透かして見たところお金が入っていた。携帯電話機に電話がかかってきたときは、直ちに被告人 Y1 にかわるようにしていた。同被告人の指示に従ってノートや出納帳を記載していたが、記載内容の意味は知らず、同被告人に尋ねたところ、金融の仕事である旨言われ、疑わなかった。密売道具一式が入っていた紙袋は逮捕される前日の夜にはじめて見たものであり、被告人 Y1 にそのままにしておくよう言われたため、中に何が入っているかは見ていない。自分の指紋が付着していたチャック付きビニール袋は、自身の処方薬を入れるために使用していたものであり、被告人 Y1 から欲しいと言われて数枚渡したことがあるので、その際に指紋が付着したのだと思う」などと供述する。

また、被告人 Y1 も、要旨「F の依頼により覚せい剤の配達を手伝ったことがあり、一人で配達に行くと被告人 Y2 から浮気を疑われるため一緒に連れて行くことがあったが、その際、同被告人には金融の仕事である旨伝え、覚せい剤の取引であることは一切秘密にしていた。覚せい剤を被告人 Y2 から客に渡してもらうこともあったが、封筒に入れてホッチキスで留めた上、金が入っているなどと言ってい

た。被告人 Y2 が客からの電話を受けることもあったが、その場合はすぐに自分がかわっていた。被告人 Y2 に覚せい剤取引を記録するためのノートや出納帳を書かせていたが、意味を伝えず一言一句指示をして書かせており、その意味を聞かれた際も『頼まれた仕事』『上司の金融関係の仕事』とのみ答えていたから、被告人 Y2 は覚せい剤の密売について何も知らない」などと供述する。

(2) しかし、被告人両名の上記各供述は、信用できる A , B 及び F の各証言と矛盾している。

また、被告人 Y1 は、被告人 Y2 を覚せい剤の密売に関与させると、同被告人が施設に預けている子供を引き取れなくなる危険があるので、同被告人には覚せい剤の密売を一切秘密にしていたとする一方で、覚せい剤や密売道具一式が入った紙袋を自宅の居間の床に置いたり、わざわざ同被告人を覚せい剤の配達に連れて行ったり、直接客に覚せい剤入りの封筒を渡させたり、客からの電話を受けさせたり、密売状況の記録をノート等に記載させたりまでしている。およそ被告人 Y2 に覚せい剤の密売を気付かれないように配慮していた様子は見受けられず、その弁解内容自体、矛盾している。仮に被告人 Y1 の述べるように、被告人 Y2 が嫉妬深く、被告人 Y1 の浮気を疑う傾向があるため単独行動がしづらく、また、被告人 Y1 が精神的な障害を抱える被告人 Y2 の介護者としての立場にあるなどの事情があったとしても、その不自然、不合理さは否定し難い。

被告人 Y2 の供述をみると、同被告人が記載していたノートには「入」「支」「点」といった項目に従って「5000 0.1」「10000 0.2」などと数字が記載されており、その記載内容からして貸金業の出入金を記録したものとは認められず、それと信じていたというのは不自然というほかない。また、被告人両名方に紙袋が置かれていた経緯に関する供述についても、逮捕当初は「覚せい剤は G から預かったもの」と供述していたのに、その後、「逮捕される前日に Y1 が誰かから預かってきたもの」「紙袋自体は逮捕前日に Y1 が持って帰ってきたものだが、紙袋の中に入っていたものは以前は別の紙袋に入れられており 1 年近く前から家にあっ

た」などと供述を変遷させ、公判廷においては、「逮捕される前日に初めて見た。逮捕当初は何と言えいいか分からず、**G** から預かったという嘘をついた」などと供述している。このように、被告人 **Y2** の供述は那场その場で合理的な理由もなく変遷している。また、覚せい剤入りチャック付きビニール袋に被告人 **Y2** の指紋が付着した理由についても、捜査段階では分からない旨述べていたのに、特にきっかけもなく思い出したとして、突如、上記のような経緯を述べるに至ったというのも、些か不自然である。なお、被告人 **Y2** の弁護人は、チャック付きビニール袋に覚せい剤を入れて丸めるなどの作業をしたのであれば、ビニール袋のチャック口付近や両端に指紋が付着するはずであるのに、中央付近にしか付着していないことからして、被告人 **Y2** の指紋は小分け作業の前に付着した可能性がある、と主張する。しかし、ビニール袋に触れたからといって必ず所論の指摘する部分に指紋が付着するとは限らない。

(3) したがって、被告人両名の上記各供述は、いずれも信用できない。

4 結論

上記 2(1)のような保管状況等に加え、判示第 3 の 1 の覚せい剤については、被告人 **Y2** が被告人 **Y1** と共に覚せい剤の密売をしていたこと、判示第 3 の 2 の覚せい剤については、後述のとおり被告人 **Y2** も覚せい剤を使用していたと認められることなどからすれば、被告人 **Y2** は、いずれの存在も認識した上、被告人 **Y1** と共謀の上、所持していたと認められる。

第 2 被告人 **Y2** の覚せい剤使用（判示第 2 の事実）の故意

1 争点

被告人 **Y2** の弁護人は、同被告人の尿から覚せい剤が検出されたことに間違いはないが、それは同被告人が持病の発作で苦しんでいる際に被告人 **Y1** から無理やり覚せい剤を注射されたためであり、被告人 **Y2** には覚せい剤使用の故意がない、と主張する。したがって、争点は、被告人 **Y2** の覚せい剤使用の故意の有無である。

2 故意を推認させる事実

(1) 覚せい剤は、その所持や使用が厳しく禁じられている禁制薬物であって、日常生活の中でその意思に基づかずに体内に摂取される事態は通常考えられないから、被告人 Y2 の尿から覚せい剤成分が検出された場合には、特段の事情がない限り、同被告人がその意思に基づいて覚せい剤を体内に摂取したものと推認できる。

(2) 加えて、関係証拠によれば、被告人 Y2 の右腕前腕部及び右腕肘関節内側部分の血管上に複数の注射痕が存在すること、上記第 1 で認定したとおり、被告人 Y2 が被告人 Y1 と共に覚せい剤の密売に関与していたこと、F が被告人両名方に同居していたときに、被告人 Y2 が台所のカウンター付近で、腕を紐で縛って覚せい剤を注射しているのを目撃していることが認められる。これらの事実は、いずれも上記推認を強めるものである。

なお、被告人 Y2 の弁護人は F の証言の信用性を争う。しかし、既に述べたとおりその内容は基本的に信用できる上、被告人 Y2 が注射による方法で覚せい剤を使用していたという点は、同被告人の腕に複数の注射痕があることや被告人両名方から押収された紙袋内に注射器やゴム紐が入っていたことと整合しており、信用できる。

3 推認を妨げる特段の事情の有無について

(1) 被告人 Y2 の公判供述

被告人 Y2 は、公判廷において、要旨「平成 30 年 4 月 16 日、発作による痛みや薬の影響で意識が朦朧としている中、布団の上で体を丸めて掛布団をかけていたところ、被告人 Y1 に体の上に乗られて、右腕を伸ばした状態で押さえられ、注射された。手を引っ込めるなどして抵抗していたが、5 回目くらいに針を刺された際に体がずっと楽になり、覚せい剤を注射されたのだとわかった」などと供述する。

(2) 上記公判供述の信用性

ア 上記公判供述は、被告人 Y1 が、弁論分離後の証人尋問において、「平成 30 年 4 月 16 日の夜、被告人 Y2 が持病の発作により手を振り回すなどして暴れたため、抱き寄せて胸を押すなどの処置をしたが、なお暴れ続けて苦しそうだったので、

被告人 Y2 の右手を膝等で押さえて右肘内側に覚せい剤を注射した。右肘内側や右手首に何回か針を刺したが血管に上手く入らず、五、六回目によりやく注射することができた」旨証言しているのと符合する。

イ しかし、持病の発作で苦しんでいる者に覚せい剤を注射するという行動自体、生命に対する危険が及ぶ行為でもあり、不可解である。被告人 Y2 の発作が激しくなった場合には、普段は救急車を呼ぶなどの対応をしていたのに、今回に限ってなぜ覚せい剤を注射したのかも疑問である。被告人 Y1 は、上記のとおり、被告人 Y2 に覚せい剤の密売を一切秘密にして関わらせないようにしていたというのに、同被告人に無理やり覚せい剤を注射するというのも、矛盾した行動である。また、被告人 Y2 の腕には、右腕肘関節内側部分だけでなく右腕前腕部にも複数回針が刺さったと考えられる注射痕が血管上に複数あるところ、被告人 Y1 の証言ではその全てを説明できていない。被告人 Y1 の証言を信用することはできない。

被告人 Y2 は、捜査段階において、「寝ている間の意識がない状態で Y1 から覚せい剤を注射された」旨供述していた。被告人 Y1 から勝手に注射されたという点では変わらないものの、そのときの状況に関して上記公判供述とは異なる。その変遷理由について、「逮捕当初は被告人 Y1 のせいで事件に巻き込まれたことで憤りを感じていたため嘘をついたが、裁判の中で嘘をつくと思われると思い真実を述べるに至った」などというが、捜査段階で供述していた「寝ている間に勝手に注射された」という内容よりも、公判廷で述べた「発作で苦しんでいる間に無理やり注射された」という方が被告人 Y1 の犯情としてはより悪く、合理的な説明になっていない。

(3) 結局、被告人 Y2 の上記公判供述は信用できない。

4 結論

以上よれば、被告人 Y2 の公判供述は信用できず、本件においては、同被告人の生活状況、被告人 Y1 との関係等を踏まえて検討しても、上記 2 の推認を妨げる特段の事情はなく、被告人 Y2 は覚せい剤を自己の意思によりその身体に摂取したと

認められる。

(法令の適用)

特に断りのない限り、被告人両名に共通である。

罰 条

判示第1の行為（被告人Y1につき）

判示第2の行為（被告人Y2につき）

判示第3の行為 いずれも覚せい剤取締法41条の3第1項1号、19条
包括して刑法60条、覚せい剤取締法41条の2第2項、
1項

刑 種 の 選 択

判示第3の罪 情状により懲役刑及び罰金刑を選択

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（懲役刑につい
て重い判示第3の罪の刑に法定の加重）

未決勾留日数の算入 刑法21条（懲役刑に算入）

労 役 場 留 置 刑法18条（金5000円を1日に換算）

没 収 覚せい剤取締法41条の8第1項本文（主文掲記の覚
せい剤14袋は、判示第3の覚せい剤取締法違反の罪に
係る覚せい剤で犯人が所持するもの）

訴訟費用の処理 刑訴法181条1項ただし書（不負担）

(量刑の理由)

1 本件は、①被告人両名が、共謀の上、営利目的で覚せい剤約9gを、非営利の目的で覚せい剤約0.5gを所持したほか、②被告人両名が、それぞれ覚せい剤を自己使用した、という事案である。

2 本件量刑において中心となるのは判示第3の1の覚せい剤営利目的所持の罪であるところ、被告人両名は、平成29年5月頃から、覚せい剤の密売を繰り返す中で、犯行に及んだものであって、その態様は職業的かつ常習的である。

被告人Y1は同種服役前科7犯を有し、被告人Y2も平成26年に覚せい剤自己使用の罪で執行猶予判決を受け、その猶予期間満了から約1年で、本件各犯行に及んでいる。いずれも覚せい剤との関わりを深めていっているといわざるを得ない。

もっとも、被告人両名が営利目的で所持していた覚せい剤は約9gであり、同種事案の中では必ずしも多量といえない。

3 以上に加え、被告人Y1については、自身の罪は認めているものの被告人Y2を庇って不合理な弁解に終始していること、他方で、上記同種服役前科はいずれも10年以上前のものであること、知人が出廷し社会復帰後の身柄引受を約束していること、被告人Y2については、本件犯行を否認しており反省の態度が認められないことなどの個別情状を考慮し、主文の各量刑が相当であると判断した。

平成30年12月6日

千葉地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官

野原俊郎

裁判官

内藤尚子

裁判官

加藤優輝